

第9章 ダイオキシン類対策

第9章 ダイオキシン類対策

1 ダイオキシン類対策の概況

近年、大気中に排出されるダイオキシン類による汚染が大きな問題となっています。ダイオキシン類の発生源は、主として物を燃やすことであり、排出量の約9割は身の回りのごみや産業廃棄物等を焼却する際に出るといわれています。

ダイオキシン類は毒性を持っており、体内に吸収され強い濃度で蓄積されると、慢性的に様々な障害を引き起こすとともに、生殖障害の危険性についても指摘されています。また、ダイオキシン類の中には、強い急性毒性を持つものもあるとされ、対策によりできるだけダイオキシン類を排出しないようにすることが重要です。

ダイオキシン類対策としては、平成2年に「ダイオキシン発生防止等ガイドライン」が作成され、発生防止の対策が始まりました。そして、平成9年には大気汚染防止法施行令や廃棄物処理法に基づく政令等の改正が行われ、本格的に対策が講じられるようになりました。

その後、平成11年3月に開催された「ダイオキシン類対策関係閣僚会議」において「ダイオキシン対策推進基本指針」が策定されるとともに、同年7月には「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定されました。このことにより、現在のダイオキシン類対策は、「ダイオキシン対策推進基本指針」と「ダイオキシン類対策特別措置法」の2つの柱を基に進められています。

2 環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法第6条において、「ダイオキシン類が人の活動に伴って発生する化学物質であり本来環境中に存在しないものであるため、国及び地方公共団体が講ずる施策の指標とすべき耐受一日摂取量（※1）は、人の体重1kg当たり4pg（※2）以下で政令で定める値」とされています。

また、法第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が設定されました。（表-67）

※1：耐受一日摂取量（TDI：Tolerable Daily Intake）

ダイオキシン類を人が生涯継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日当たりの摂取量で、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの量として表したものをいう。

※2：pg（ピコグラム）

1兆分の1グラムを意味したもの。

1pg=0.000000000001g

表-67 ダイオキシン類の環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下

備考1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

3 ダイオキシン類常時監視調査

ダイオキシン類の常時監視をするため、公共用水域（水質・底質）について、県により監視調査を行っています。その結果、調査地点において環境基準以下でした。（表-68）

表-68 平成27年度 ダイオキシン類常時監視調査結果

【県測定】

(1) 公共用水域（水質・底質）

(調査日：平成27年8月)

調 査 地 点		測 定 結 果	
		水 質 (pg-TEQ/l)	底 質 (pg-TEQ/g)
島 田 川	東荷川合流点下100m(GC-2)	0.33	0.22
環 境 基 準		1pg-TEQ/l以下	150pg-TEQ/g 以下

4 野外焼却

庭先や空き地などでのごみの焼却は、ダイオキシン類や有害物質を発生させる原因となるほか、煙や悪臭、灰により近隣の生活環境に大きな迷惑をかけることがあります。

平成13年4月には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」について改正が行われ、一部の例外を除き、廃棄物の野外焼却が禁止となりました。この改正は、廃棄物の野外焼却に罰則規定を設けることによって、不適正な廃棄物処理を防止することを目的としています。穴を掘っての焼却等、一定の構造基準を満たしていない焼却炉の使用についても禁止されています。

また、平成14年12月1日より、焼却炉の構造について、より厳しい基準が定められました。

5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

焼却禁止

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの（表-69）

表-69 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

第14条 法第16条2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は次のとおりとする。	焼却禁止の例外となる具体的な事例
1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼き、道路側の草焼き等
2 震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練等
3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事等
4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、畔の草及び下枝の焼却等
5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉焼き、たき火、キャンプファイヤー等

※上記の場合であっても、次のものは焼却禁止であり、例外は認められません。

廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革

※焼却禁止の例外の扱いをされていることにより焼却を行う場合であっても、火災を引き起こさないよう、また、他人の迷惑とならないようにすることが大切です。